

### 新潟県選挙管理委員会規程第3号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年4月1日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1（病院）</b>			<b>別表第1（病院）</b>		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
燕市	(略) 介護老人保健施設 ぶんすい <u>新潟県立燕労災病 院</u>	(略) 燕市笈ヶ島104- 5 <u>燕市佐渡633番地</u>	燕市	<u>燕労災病院</u> (略) 介護老人保健施設 ぶんすい	<u>燕市佐渡633</u> (略) 燕市笈ヶ島104- 5
(略)			(略)		

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。